

令和6年度防府市低所得者支援及び定額減税補足給付金

(調整給付) 支給事務実施要綱

令和6年6月19日制定

(目的)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 防府市低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)(以下「調整給付金」という。)は、前条の目的を達するために、防府市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で防府市に住所を有する者(防府市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割(以下「個人住民税所得割」という。)が課される者を含む。)とする。ただし、第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

一 イに掲げる金額がロに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者(所得税法(昭和40年法律第33号)上の居住者に限る。)

イ 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。)の数に一を加えた数を乗じて得た額

ロ その者の令和6年分所得税額として推計した額(令和5年分所得税額)

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

イ 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

ロ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号ロの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号ロの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号ロの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

ロ 前条第1項第1号ロに掲げる額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

ロ 前条第1項第2号ロに掲げる額

2 前項第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロ

に掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第5条 調整給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第6条 調整給付金の支給を受けようとする者は、別紙様式第1号の確認書(以下「確認書」という。)を提出するものとする。

2 確認書の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書の提出者(以下「提出者」という。)が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難であると防府市が認める場合に限り行う。

一 郵送方式 提出者が確認書を郵送により防府市に提出し、防府市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

二 窓口方式 提出者が確認書を防府市の窓口に出し、防府市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

三 窓口現金受領方式 提出者が確認書を郵送により、又は防府市の窓口において防府市に提出し、防府市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

四 現金書留送付方式 提出者が確認書を郵送により、又は防府市の窓口において防府市に提出し、防府市が現金書留等により現金を送付する方式

3 提出者は、確認書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

4 防府市は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から別紙様式第2号の変更届(以下「届出書」という。)の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

第6条の2 調整給付金の支給を受けようとする者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを所持している者は、前条の規定にかかわらず、個人番号カードにより申請者本人であることを証した上で、国

が整備するシステムを通じて防府市に電子申請し、防府市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込むオンライン申請方式により行うことができる。

第6条の3 防府市は、前二条の規定にかかわらず、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条第1項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、別紙様式第3号の支給のお知らせにより調整給付金の支給の申込みを行うことができる。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、別紙様式第4号の届出書による受給の辞退又は別紙様式第5号の届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 防府市長は、令和6年7月31日までに前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金を支給することができる。

(代理による確認書の提出等・受給)

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条(第6条)の規定による確認書又は届出書(以下「確認書等」という。)の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

一 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

二 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で防府市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、防府市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 防府市は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、防府市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書提出等の期限)

第8条 確認書の提出受付開始日は、令和6年7月18日とする。

2 確認書の提出期限は、令和6年10月31日とする。また、届出書の提出

期限は、令和6年9月30日とする。

(支給の決定)

第9条 防府市長は、第6条の規定により確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金を支給する。

(調整給付金の支給等に関する周知等)

第10条 防府市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 防府市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書の提出等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 防府市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、防府市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 防府市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求める。

2 調整給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申し立てがなされ、当該給付を支給する場合は、調整給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、防府市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月19日から施行する。

氏名 様
現住所

令和〇年〇月〇日

防府市長 池田 豊

調整給付金（※）支給確認書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年分の推計所得税及び令和6年度分の個人住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、**令和6年10月31日（木）までに、この確認書と本人確認書類等を返送して下さい。**

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

※オンライン申請を行う場合には、本確認書の返送は不要です。

支給方法	口座振込
支給日	確認書を市が受理した日から2週間後
支給額	〇〇万円

調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 ①
	円	円	円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額 ②
	円	円	円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額 ①	住民税所得割分の 控除不足額 ②	控除不足額 計 ③ (①+②)
	円	円	円
			調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
			万円

注) 「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年分の所得等を基にした推計額を記載しており、**令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付する予定です。**

※修正申告等により個人住民税が変更になり、給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付する予定です。

※令和6年中に防府市外に転居される予定の方又は転居された方は、本確認書が追加給付に際して必要となることがあるため、**写し(コピー)を取って大切に保管してください。**

※支給額に影響する相違がある場合には、防府市調整給付金室(☎0835-25-2981)へお問い合わせください。

※支給対象外となった場合や意図的に虚偽の確認をした場合は、返還を求める場合があります。

※上記の返送期限までに返送がない場合及び返送した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合は、**市は本給付金の支給を辞退したとみなします。**

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄(□)にレをご記入ください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

本人確認欄（代理人が確認する場合は、下記及び右記の「代理人」欄にも記入してください。）

※氏名、確認日、日中連絡可能な電話番号を記入してください。

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和	年	月	日	日中連絡可能な 電話番号	
----	--	-----	----	---	---	---	-----------------	--

1 オンライン申請

スマートフォンを使って申請できます。

確認書や本人確認書類等の送付が不要になります。 ②登録済または

①公金受取口座を未登録の方は登録してください

登録した翌日にオンライン申請が可能になります



2 口座情報記載等

口座情報を記入してください。

(通帳等の写しを裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
			※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	
	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
	6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	※右詰めでご記入下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに 記載された記号・番号をご記入下さい。	1	0	

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、防府市調整給付金室(☎0835-25-2981)までお問い合わせください。

代理人が確認・請求及び受給する場合は、下記の「代理人」欄に記入してください。

(フリガナ)	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒
			日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 給付金の確認・請求及び受給を委任します。			本人氏名

提出書類

- 『調整給付金 支給確認書』
※ 必要事項をご記入ください。
 振込先口座(表面右上部)
 氏名、確認日、日中連絡可能な電話番号(一枚目表面左下)
- 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)を裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- (法定代理人が代理人として受給する場合)本人との関係が分かる書類
①戸籍謄本 ②登記事項証明書 ③裁判所が決定した旨が確認できる書類のいずれか1点
※同一世帯の方が代理人の場合は不要です。

※各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

調整給付金(※)支給確認書 送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

※調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

支給市区町村 (令和6年度個人住民税の課税市区町村)
防府市長 様



※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、防府市において給付要件に該当するか審査の上で、
記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

変更後の送付先を記入してください。

(フリガナ) 氏名	本人との 関係	生年月日	現住所
		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 —
			日中に連絡可能な電話番号 ()

代理人が変更届を提出する場合は、下記の「代理人」欄に記入してください。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、 調整給付金支給確認書送付先変更届の提出を委任します。			本人氏名	

提出書類

『調整給付金 支給確認書 送付先変更届』

※ 必要事項をご記入ください。

- 変更後の送付先(本様式上部)
- 署名(本様式下部)

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

(法定代理人が代理人として受給する場合)本人との関係が分かる書類

- ①戸籍謄本 ②登記事項証明書 ③裁判所が決定した旨が確認できる書類のいずれか1点
- ※同一世帯の方が代理人の場合は不要です。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日

提出者氏名

氏名 (プレプリント) 様
現住所 (プレプリント)

発行日 令和〇年〇月〇日

防府市長 池田 豊

調整給付金 (※) 支給のお知らせ

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年分の推計所得税及び令和6年度分の個人住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支給方法	口座振込
支給日	令和6年8月14日（水）
支給口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****000（口座名義）
支給額	〇〇万円

調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 (①)
	□□□□ 円	□□□□ 円	= □□□□ 円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額 (②)
	□□□□ 円	□□□□ 円	= □□□□ 円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額 (①)	住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額 計 (③) (①+②)
	□□□□ 円	□□□□ 円	= □□□□ 円
			↓ 調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ) □□□□ 万円

注) 「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年分の所得等を基にした推計額を記載しており、**令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付する予定**です。

※修正申告等により個人住民税が変更になり、給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付する予定です。

※令和6年中に防府市外に転居される予定の方又は転居された方は、この支給のお知らせが追加給付に際して必要となることあるため**大切に保管**ください。

※支給額に影響する相違がある場合には、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※支給対象外となった場合は、返還を求める場合があります。

なお、**下記のいずれかに該当する場合は、令和6年7月31日（水）までに該当の届出書と本人確認書類等を返送するか、オンライン申請（口座変更のみ）して下さい。**

ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

本給付金を受給しない場合

「受給辞退の届出書」と「本人確認書類の写し（コピー）」を返送してください。

振込口座を変更する場合

「口座登録等の届出書」と「本人確認書類の写し（コピー）」・「受取口座確認書類」を返送してください。

オンライン申請は、「調整給付のご案内」に記載のQRコードを読み取って行ってください。

※オンライン申請を行う場合は、上記の書類の送付が不要になります。

お問い合わせ先
〒747-8501
山口県防府市寿町7番1号
防府市調整給付金室
電話 (0835) 25-2981

調整給付金受給辞退の届出書

防府市長 様

市区町村
受付印

- 1、 私は、「調整給付金」の受給について辞退することを、ここに届け出ます。
- 2、 本届出により、「調整給付金」の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

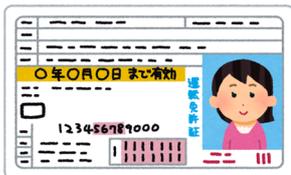
届出者連絡先

()

本人確認書類の写し 貼り付け

① 本人確認書類の写し

下記のいずれか1つの写し（「氏名」、「生年月日」、「住所」が記載されたもの）を必ず貼り付けてください。



運転免許証

(有効期限内のもの)



健康保険証

(被扶養者の方は、ご自身が記載されたもの)

その他の公的機関が発行した身分証明書

- (例)
- ・マイナンバーカード (表面のみ)
 - ・住民基本台帳カード
 - ・パスポート
 - ・在留カード
 - ・後期高齢者医療被保険者証
 - ・介護保険被保険者証
 - ・年金手帳
 - ・身体障害者手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・療育手帳
 - ・特別永住者証明書

※本人確認書類をお送りいただく際のご注意

住所変更がある場合は、裏面や現住所が記載されたページの写しが必要です。

「個人番号」や「臓器提供意思」の欄がある場合は、無地の紙等で覆い隠してコピーしてください。

調整給付金支給口座登録等の届出書

防府市長 様

市区町村
受付印

1. 私は、下欄の事項に誓約・同意の上、「調整給付金」の支給を希望する口座情報を、ここに届け出ます。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者本人名義の口座に限る。)

※振込先金融機関口座確認書類を裏面に添付してください。(下欄を確認してください)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号 1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい *)		通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに 記載された記号・番号をご記入下さい。	1	0		

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年10月31日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に調整給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『調整給付金支給口座登録等の届出書』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
 振込先口座(受取口座記入欄)
 誓約・同意事項(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)を裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し